

大阪市の分流式区域

処理区名	分流式区域	処理区名	分流式区域
大野処理区	[西淀川区]中島1丁目の一部,2丁目(中島第2抽水所排水区)	十八条処理区	—
海老江処理区	[北区]長柄東1,2丁目,3丁目の一部・国分寺1丁目の一部(淀川リバーサイド地区)、天満橋1丁目の一部(大阪アメニティパーク(OAP)地区)	今福処理区	—
此花処理区	[此花区]北港白津1,2丁目・北港緑地1,2丁目(舞洲地区)、夢洲東1丁目の一部・夢洲中1,2丁目(夢洲地区)	中浜処理区	[中央区]城見1,2丁目(大阪ビジネスパーク(OBP)地区)
市岡処理区	[港区]海岸通3丁目の一部	放出処理区	—
津守処理区	[阿倍野区]阿倍野筋1,4丁目の一部・旭町1,2,3丁目の一部(阿倍野再開発事業地区)	平野処理区	—
千島処理区	[大正区]鶴町2,3丁目の一部(鶴浜地区)	寝屋川北部流域下水道	—
住之江処理区	[住之江区]南港東1丁目の一部、平林北2丁目の一部(平林第2抽水所排水区)、南港北1,2丁目の一部・南港東9丁目の一部(南港第2抽水所排水区)	寝屋川南部流域下水道	—
		大和川下流西部流域下水道	[東住吉区]矢田7丁目 [平野区]瓜破南1,2丁目、長吉川辺4丁目

【凡例】

-  下水処理場
-  認可処理区域内
-  認可処理区域外
-  行政区界
-  合流式区域
-  分流式区域

